



税金のことで悩んだとき、 わからないとき、知りたいとき、 税理士が電話で相談に応じます。



秘密厳守・相談無料

※税理士には、税理士法による守秘義務が課されており、相談内容に関する秘密事項は将来にわたって厳守されます。相談は無料です(20分程度)。お気軽にご相談ください。

- What's 税理士… 納税者の依頼に応じて、税金に関する相談や申告書の作成、電子申告等を行う「税と会計のエキスパート」です。また、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めるための制度として、会社法で新たに導入された会計参与にも就任しています。
- その他、地方公共団体の外部監査制度、裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度などに積極的に参画するとともに、租税教育の実施など、税理士の知識を活かして社会に貢献しています。

私は長年勤めた会社を退職し、**退職金**を受け取りました。確定申告する必要はありますか？

医療費控除について詳しく知りたいのですが、どのようなものが控除の対象となりますか？

私はサラリーマンで、妻はパートで働いていますが、**配偶者控除**について詳しく教えて欲しい。

私は課税事業者となりましたが、**消費税**の申告と納付はどのようにすればいいですか？

私は公的年金の支給を受ける予定ですが、**年金**に対する税金の取扱いはどうなっていますか？

私は現在住んでいる**自宅**を売却しましたが、どのような税金がかかりますか？

相続税・贈与税のしくみは、どのようになっていますか？

いわゆる**住宅ローン控除**について教えてください。

万が一、**災害**にあつて住宅や家財などに損害を受けたとき、税金はどうなりますか？

開設日時

月曜日から金曜日まで毎日、午前10時から午後4時まで
※土日・祝祭日、夏期、年末年始は休室

<お問い合わせ先> **近畿税理士会**

ホームページ <http://www.kinzei.or.jp/>

TEL 06-6941-6886 (この番号では相談に応じることはできません。)